

柏市明るい選挙推進協議会規約

(名称)

第1条 柏市明るい選挙推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、明るい選挙の効果的な推進を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、選挙管理委員会と連携し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 明るい選挙推進に関する企画及び調査研究
- (2) 明るい選挙推進に関する啓発及び広報活動
- (3) その他目的達成に必要な事業

(組織及び任期)

第4条 本会は、有志活動者（ボランティア）として選挙管理委員会委員長から委嘱された明るい選挙推進委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 本会に、会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 前項の役員は、委員の互選による。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども総会において新役員が選出されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 次に掲げる事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員選出
- (3) 事業計画
- (4) 事業報告
- (5) その他役員会で必要と認める事項

5 次に掲げる事項は、役員会の議決を経るものとする。

- (1) 総会に付議する案件
- (2) その他会長が必要と認める事項

(部会)

第8条 本会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 企画部会
- (2) 啓発部会
- (3) 広報部会

2 委員（会長を除く。）は、前項に掲げる部会のいずれかに所属するものとする。

3 部会に所属する委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、所属委員の互選により選出する。

5 部会長は、当該部会を代表し、会務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

（顧問）

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の会長を退任した者のうちから会長が指名する。

3 顧問は、会長の諮問に応えるとともに、必要に応じて本会の事業に参加することができる。

（事務所）

第10条 本会の事務所は、選挙管理委員会事務局内に置き、事務は当該事務局に委託する。

（補則）

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この規約は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年2月18日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和49年7月17日から施行する。

附 則

この規約は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年度に委嘱される委員の任期及び当該年度の役員任期は、第4条第2項及び第6条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規約は、平成28年4月19日から施行する。